

広報むなかた むなかた タウンプレス

宗像市公式ホームページアドレス
http://www.city.munakata.lg.jp/
メールアドレス
koho@city.munakata.fukuoka.jp

発行：宗像市 〒811-3492 福岡県宗像市東郷 1-1-1
代表：総務課 ☎0940-36-1121 FAX 0940-37-1242
編集：情報政策課広報係
☎0940-36-1055 FAX 0940-34-2002

毎月1日・15日発行

今月の紙面から

平成22年5月15日号

- 公共事業などから暴力団を排除、宗像警察署と連携協定を締結、「市政アラカルト」 4
- 男女共同参画「ゆいフェスタ2010」～あなたが輝けば、あしたが変わる～「メッセージ」 7
- 地元で頑張る健康づくりリーダー、神湊・田島地区のヘルス推進員、「健康むなかた21」 12



豊かな自然と歴史を体感、第3回大島春風ウォーキング「島だより」(10ページ)

- 後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ 2
- 市県民税の納税通知書を発送 3
- 九州・山口近代化産業遺産群、長崎県の軍艦島、「世界遺産への道」 5
- ルールを守って分別収集、「みんなで3R」 6
- 6月5日(土)はサニックスブルースファン感謝イベント 9
- 就職活動中の学生を狙う勧誘トラブル、「転ばぬ先の杖」 11

1・3・4	2・12	5	5・9~11	6	7	8	11
行政	健康・福祉	学びの里	お知らせ	環境	男女共同参画	カレンダー	市民協働

連携強化で まちづくり

トヨタ自動車九州(株)と 宮若市、宗像市が協定締結

「宮若市・宗像市及びトヨタ自動車九州株式会社の連携協力に関する協定書」の調印式が4月2日、同社で開かれ、谷井博美市長と宮若市の有吉哲信市長、トヨタ自動車九州(株)の須藤誠一社長が、今後の連携強化を約束しました。

この協定は、相互に連携を強化しながら青少年育成や高齢者・障がい者支援、環境保全や産業振興、文化・スポーツ振興など、まちづくり活動を推進することを目的としています。

トヨタ自動車九州(株)ではこれまで、宗像市で竹林伐採や投棄ごみの回収、宮若市で石炭記念館の機関車塗装や古墳整備などを実施。市民から喜ばれることから従業員からも継続的に参加してもらっています。

宮若市長は、「須藤社長をはじめ同社のみならず、釣川クリーン作戦やさつき松原の植樹などに参加してもらっています。幅広い分野にわたる連携協力の協定は、まちづくりの可能性をさらに広げるもので、とても喜ばしいことです。これからも積極的に連携・協力を深めていきたい」とあいさつしました。

4月からは、専門組織として「社会貢献推進グループ」を新設したトヨタ自動車九州(株)。市民や企業との協働によるまちづくりを目指す市にとって、ますます良きパートナーとして期待されます。



固い握手を交わす谷井市長、須藤社長、有吉市長(左から)

谷井市長は、「須藤社長をはじめ同社のみならず、釣川クリーン作戦やさつき松原の植樹などに参加してもらっています。幅広い分野にわたる連携協力の協定は、まちづくりの可能性をさらに広げるもので、とても喜ばしいことです。これからも積極的に連携・協力を深めていきたい」とあいさつしました。

4月からは、専門組織として「社会貢献推進グループ」を新設したトヨタ自動車九州(株)。市民や企業との協働によるまちづくりを目指す市にとって、ますます良きパートナーとして期待されます。

宮若市長は、「須藤社長をはじめ同社のみならず、釣川クリーン作戦やさつき松原の植樹などに参加してもらっています。幅広い分野にわたる連携協力の協定は、まちづくりの可能性をさらに広げるもので、とても喜ばしいことです。これからも積極的に連携・協力を深めていきたい」とあいさつしました。

4月からは、専門組織として「社会貢献推進グループ」を新設したトヨタ自動車九州(株)。市民や企業との協働によるまちづくりを目指す市にとって、ますます良きパートナーとして期待されます。

4月から「子ども手当」が はじまりました



「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。子ども手当を受給した人には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を使う責務が法律上定められています。

子ども手当は、子どもの将来の夢や健やかな育ちのために、有効に使って下さい。

なお万一、子どもの育ちにかかる費用である学校給食費や保育料などを滞りながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に使われることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨を十分に理解してください。

■問い合わせ先
福祉課児童母子係
☎(36) 1151

平成22年度は、子ども手当が支払われるため、児童手当の支払いはありません。ただし、平成22年6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支払われます。

Q1 「子ども手当」ってどんな制度?

A1 子どもを養育している人は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、平成22年度は月額1万3000円を受給できます。

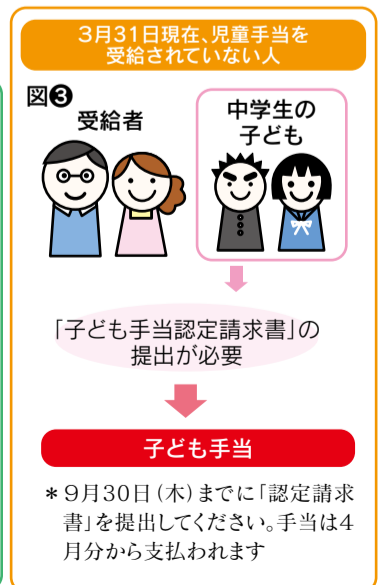
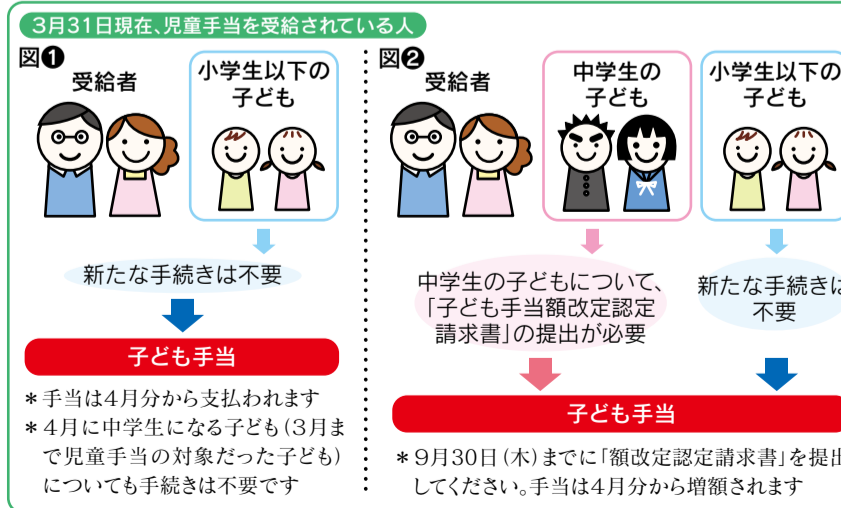
Q2 「児童手当」を受給していますが、新たな手続きは必要?

A2 本年3月まで児童手当を受給していた人は、新たな手続きは必要ありません(図1)。

Q3 「子ども手当」を受給するためには?

A3 受給するには、申請が必要(図2)。

申請は平成22年9月30日(木)までにお願いします。9月30日(木)を過ぎると、満額の支給が受けられなくなりますので、注意してください。



▽必要書類

① 厚生年金などの年金制度の加入者は、健康保険被保険者証の写しなど

② 金融機関の口座番号が確認できる書類(預金通帳の写しなど)

③ 子どもが生まれるなど子ども手当の対象人数が変わった場合は、市区町村へ「子ども手当額改定認定請求書」を提出する必要があります。

* 転居して住所が変わった場合は、転居先の市区町村へ申請が必要です。

提出してください。

* この場合は、申請猶予期間(9月30日まで)の非対象

● 公務員は、勤務先からの支払いとなりません。公務員になった場合は、市区町村へ「子ども手当受給事由消滅届」の提出が必要です。

* 転居して住所が変わった場合は、転居先の市区町村へ申請が必要です。